

# 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 福祉後見サポートセンターかみす設置規程

平成 28 年 4 月 1 日

神社協規程第 53 号

## (設置)

第 1 条 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、福祉後見サポートセンターかみす（以下、「センター」という。）を本会内へ設置する。

## (目的)

第 2 条 センターは、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など特に支援が必要な方の権利を擁護するとともに、権利が損なわれないように相談に応じるなど、住み慣れた地域において安心して暮らし続けられるように支援することを目的とする。

## (センターの名称及び位置)

第 3 条 センターの名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
福祉後見サポートセンターかみす	神栖市溝口 1746-1 神栖市保健・福祉会館内

## (事業)

第 4 条 センターは、本規程第 2 条の目的を達成するために次の事業を行うものとする。

- (1) 成年後見制度利用相談及び申立支援に関すること
  - (2) 成年後見制度啓発に関すること
  - (3) 日常生活自立支援事業に関すること
  - (4) 成年後見制度法人後見受任に関すること
  - (5) その他、本会会長（以下、「会長」という。）が、本規程第 2 条の目的を達成するために必要と認める事業に関すること
- 2 事業の実施にあたっては、関係行政機関等と十分連携を図り、円滑な運営に努めなければならない。
- 3 センター事業は初期相談の段階の対応が極めて重要であることから、家族、民生委員・児童委員、行政機関等からの連絡によるものも含め、多様な相談に対応できるように留意しなければならない。
- 4 本規程に定めるもののほか、センター事業の実施に関して必要となる事項は、別に定める。

## (運営委員会の設置)

第 5 条 センター事業の適正な運営の確保、透明性並びに公平性の担保を目的として、運営委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

- 2 本規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

## (個人情報の保護)

第 6 条 センター事業の実施にあたり、取得したすべての個人情報については、本会の個人情報保護規程並びに関係法令等に基づき、適正に管理保護する。

## (苦情の申立)

第 7 条 センター事業に関する苦情の申立があったときは、本会の定めるところによる。

(委任)

第8条 本規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。